

(R8.10.1以降起工分に適用)

橋 梁 補 修 調 査 設 計

業 務 委 託

特 記 仕 様 書

福 島 県

第1条 適用

本特記仕様書は、橋梁補修調査設計業務に適用する。

本特記仕様書に明示なき一般事項は「福島県土木部共通仕様書（業務委託編）」に基づく。

第2条 履行期間

本業務の履行期間は契約の翌日から令和3年3月31日までとする。

第3条 履行場所

本業務の履行場所は福島県〇〇建設事務所管内とする。

第4条 使用図書

本業務で使用する図書は、共通仕様書のほか、福島県橋梁調査点検マニュアル（案）（平成25年3月福島県土木部）とする。

第5条 目的

本業務は、既存橋梁の補修にあたり、劣化の範囲や程度の調査、劣化原因の把握、補修方法や劣化原因の除去の検討、対策工事に必要な詳細設計することを目的とする。

第6条 対象橋梁

点検の対象とする橋梁は別途に示すものとする。

なお、本業務は、既存橋梁の詳細調査及び補修工事の詳細設計を対象とし、耐力向上等を目的とした構造計算を含む補強工事の詳細設計は含まない。

第7条 詳細調査

既存橋梁の劣化状況や原因を把握するため、下記の調査及び試験を行う。

なお、調査及び試験の箇所は、事前に監督員と協議するものとする。

（1）現地踏査

調査計画書を作成するために現地を踏査するもので、詳細調査時に必要となる資機材の確認や運搬経路、交通量、想定される交通規制（交通整理員の配置人数等）、橋梁の劣化程度、その他調査を実施するために必要な現場の概況を確認する。

（2）調査計画

業務の目的や内容、既存点検資料、現地踏査結果等をもとに、劣化原因を把握するために必要な試験等を実施するための調査計画書を作成する。

詳細調査に当たり、関係機関との調整が必要な場合は、諸手続を行い、協議結果を反映する。

（3）形状調査及び一般図作成

補修設計に必要な現況形状を測定する。また、図面（一般図）を作成する。

既存資料（建設時の竣工図や過年度調査成果等）が無い場合は、構造形式を確認し、必要寸法を測定のうえ一般図を作図する。

既存資料を活用できる場合は、現地にて整合性を確認のうえ、転写する。

(4) 損傷図作成

橋梁全体に対して外観の変状調査（クラックスケールによるひび割れ幅の確認を含む）を行い、劣化の位置や範囲を確認し、損傷図を作成する。

変状調査は、近接目視を基本とし、ひび割れ、遊離石灰の析出状況、漏水、錆汁、鋼材状況（亀裂の有無、腐食状況が目視により確認できる場合）を調査する。

また、可能な限り同時に打診ハンマーによる点検も実施し、コンクリートに浮きが生じていないか確認する。

(5) 調査及び試験結果のとりまとめ

変状調査や試験結果等の調査結果をとりまとめ、各部位の劣化状況について、『福島県橋梁点検マニュアル』（以下マニュアルと称す）に基づき、健全度ランクを判定するとともに劣化原因を推測する。また、各部位の劣化原因と劣化度を推測するにあたっては、マニュアルに記載されない評価等に関しては、コンクリート標準示方書（維持管理編）等の指針・便覧等の基準を参考にとりまとめるものとする。

第8条 補修設計

詳細調査で確認した既存橋梁の劣化状況や原因から、補修方法や劣化原因の除去の検討、対策工事に必要な詳細設計を行う。

(1) 設計計画

既存資料を収集し、業務の作業計画を立て、業務計画書を作成する。

(2) コンクリート補修設計

既存資料等をもとに劣化に対する対策工法の検討、設計図作成、数量計算、照査及び報告書作成を行う。

対象とする補修工法は、ひび割れ補修工、断面修復工、表面保護工（表面被覆工法、表面含浸工法、剥落防止工法）又はこれに類する補修とする。また、耐力を回復させるために実施する補強計算は含まない。

(3) 支承防錆設計

既存資料等をもとに劣化に対する対策工法の検討、設計図作成、数量計算、照査及び報告書作成を行う。

最適な防食手法（塗装、溶射等）を選定し、詳細な仕様の検討を行うものである。支承取替を行うものは含まない。

(4) 地覆補修設計

既存資料等をもとに劣化に対する対策工法の検討、設計図作成、数量計算、照査及び報告書作成を行う。

劣化した地覆の打替えの設計を行うものである。拡幅等の荷重増加に伴う床版応力照査を含まない。

第9条 施工計画

施工計画として工程計画、施工要領、施工計画図（数量計算を含む）を作成する。応力計算が伴う仮橋、締切工などは含まない。

第10条 成果品の提出

本業務の成果品は以下のものとする。

1. 概要版（A3）：電子媒体正副2部及び簡易製本版1部
2. 各種調査（試験）結果：電子媒体正副2部及び簡易製本版1部
3. 調査写真：電子媒体正副2部及び簡易製本版1部
4. 設計図：電子媒体正副2部及び簡易製本版1部
5. 数量計算：電子媒体正副2部及び簡易製本版1部
6. 報告書：電子媒体正副2部及び簡易製本版1部
7. その他監督員の指示するもの。

第11条 貸与資料

本業務の貸与資料は以下のものとする。

1. 橋梁台帳
2. その他業務履行上必要な発注者の所有する資料

第12条 打合せ等

業務に関する打合せ記録の整理は受注者が行うものとし、打合せ後速やかに提出する。

なお、打合せ回数は5回を予定するものとし、業務着手時及び完了時には管理技術者が出席する。

第13条 緊急対応の判断

調査する橋梁に第三者等へ被害の恐れが懸念される状態、構造上安全性が著しく損なわれている状態等が確認された際は、速やかに監督員に報告し、対応を協議する。

第14条 安全管理

交通状況に即した適切な保安施設を設けるなどして、安全管理に努めるものとする。

緊急連絡体制を事前に構築し、その体制に基づいて事故発生時等は迅速に必要な対応を行うものとする。

第15条 積算基地

本業務における積算基地は、〇〇〇とする。

第16条 管理技術者

本業務の管理技術者は、「福島県土木部共通仕様書（業務委託編）」第1107条及び第1107条「総則の運用」に基づくものとする。

第17条 照査技術者による報告

照査技術者は発注者の指示にする業務の節目及び業務完了した時は、照査について発注者に報告するものとする。なお、照査技術者自身による照査の報告は1回を想定している。

第18条 新技術活用の検討

受注者は、詳細設計における工法等の選定においては、国土交通省の新技術情報提供システム（NETIS）等を利用し、有用な新技術・新工法を積極的に活用するため、「従来技術」との比較検討を行うものとし、監督員と協議のうえ、採用する工法等を決定した後に設計を行うものとする。「NETIS掲載期間終了技術」は新技術の対象外とし、「従来技術」とは技術の優位性等により一般に活用されている技術を示す。

なお、本検討に係る費用は諸経費に含まれるものとする。